

## 熊谷市ホームページ バナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱に基づき、熊谷市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置、枠数、規格及び掲載料金は次の表の通りとする。

掲載位置	トップページ上で市長が指定した位置
掲載枠数	最大12枠（3枠×4段）
規格	縦40ピクセル×横150ピクセル GIF形式 10KB以下
掲載料金	月額 31,500円／1枠（税込）

(広告表示内容に関する基準)

第3条 広告のデザイン、内容、色彩等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。
- (2) 文字、イラスト等の解像度については適切な処理を行うこと。

(禁止する表現)

第4条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) アニメーション GIF
- (2) カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果
- (3) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (4) アラートマーク（警告表示）を模した表現
- (5) テキストボックスを模した表現
- (6) プルダウンメニューを模した表現
- (7) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかのような印象を与える表現
- (8) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も

可能とする。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、月の第1日が熊谷市の休日（平成17年条例第2号）第1条に定める市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たる場合はその翌日（この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日）とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、月の最終日が休日に当たる場合はその翌日（この日が休日に当たる場合は、その翌日以後の休日でない日）とする。

（広告主の募集）

第6条 広告主の募集は、市とバナー広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）が行う。

- 2 広告掲載を希望する者は、掲載開始日から起算して30日前までに、広告取扱事業者にバナー広告案とリンク先 URL を提出し、バナー広告の掲載を申し込むものとする。
- 3 広告取扱事業者は、掲載を希望する者のバナー広告案及びリンク先をとりまとめ、掲載開始日から起算して20日前までに、市に承諾を求めなければならない。

（掲載の決定）

第7条 市は、広告取扱事業者から前条第3項による承諾を求められた場合は、熊谷市広告掲載基準（平成18年12月7日決裁。以下「市掲載基準」という。）第5条並びに第3条及び第4条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 市は、提出されたバナー広告案の内容が市掲載基準第3条並びに第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告取扱事業者に対して修正を求めることができる。
- 3 市は、第2条の規定で定めた枠数を超えてバナー広告掲載の申し込みがあった場合は、公共性、地域性の高いバナー広告を優先させるものとする。

（バナー広告の提出）

第8条 広告取扱事業者は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、市に提出するものとする。

- 2 前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

（掲載の取消し）

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 市掲載基準第3条、第4条及び第5条の規定に反すると判断したとき。
  - (2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないとして市が判断したとき。
- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告取扱事業者を通じて、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告取扱事業者が市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。
  - 4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により広告取扱事業者を通じて市に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、市は広告取扱事業者が市に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(市ホームページの停止)

第11条 市は、2日を超えて市ホームページの運営を停止した場合は、広告取扱事業者が納入すべき契約金を減額するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、市がホームページの運営を一時停止した場合は、契約金の減額は行わないものとする。

(リンク先のURLの変更)

第12条 広告取扱事業者は、広告主がバナー広告のリンク先のURLを変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

(バナー広告の変更)

第13条 広告主は、バナー広告の掲載期間が複数月の場合は、1か月単位で当該広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合、第6条第3項、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。